

幸田町全域

都市計画区域に指定

指定は十月二十二日

都市計画区域の指定の間近いことは、本紙先月号に登載しその間の経過とあらましを公表しましたがいよ／＼十月二十二日付官報第一〇一五三号に都市計画区域に指定する旨告示されました。

幸田町が都市計画を実施することを建設大臣が承認しこれを決定したのであります。

従つてこれから具体的な事業例えどこに街路（道路）を作りどのように公園を建設するか事業実施計画は順次計画の樹立を俟つて都市計画審議会の議事を経て決定され実施されることになります。都市計画ということは将来計画であり五年後十年後の将来はこのようになるであろうというような未来のことありますから稍稍大きな計画であることが先決であつて、例えは街路であつてもには二〇メートル位のものは実現するようす。

名古屋市並の百メートルの道路が三、六メートル（二間）足らずの道路が多いことから比

建設省告示の全文
都市計画法第一条の規定によ

較すると問題にならない飛躍したものです。しかし町の将来といふことは当然この位は発展する努力しなければならないものであります。このような計画に基き事業を実施するためには莫大な経費も必要であり一度に出来ることもありませんがそれよりも先づ町民がこそつてこの事業に協力することが何よりも大切です。とりわけいる／＼の制限が加わつて来ましたし今后当然統制が必要なことは明かです。よ

くこのきまりを守つてみんなが協力し出来上った都市として發展したいものです。都市計画関係の規制（十平方メートル約三坪以上の家を建てる時は確認をうけなければならない）等は各

の週間愛知県下全般にわたり道路を利用する人々に呼ぶかけた行なわれました、その結果町

り、愛知県額田郡幸田町を指定する。

昭和三十五年十月二十二日

建設大臣 橋本登美三郎

建設省告示第二千二百七十六号

都市計画法第二条第一項の規

定により、愛知県幸田都市計画区域を昭和三十五年十月二十二日ににおける額田郡幸田町の区域とする。

昭和三十五年十月二十二日

建設大臣 橋本登美三郎

道路愛護週間終る。

十月二十一日から二十七日迄

の一週間愛知県下全般にわたり道路を利用する人々に呼ぶかけた行なわれました、その結果町



（幸田地内で排水路の清掃をする人々）

幸田中学校に給食施設 第四回臨時町議会開く

去る九月二十九日午前九時か

ら幸田町役場内の議場において

第四回幸田町議会臨時会が開か

れた。会議は、中学校給食施設

の新設に伴う追加更正予算を中

心に重要議案六件を慎重審議し

全議案を原案通り可決した。

尚、可決された案件は次のと

おり。

○議案第四十五号 幸田町教育委員会委員の任命について

ます。

尚、可決された案件は次のと

おり。

○議案第四十六号 町有財産処

分について

昨年の伊勢湾台風の被害に

かかり使用不能となつた荻小学校舎の一部と隔離病舎（旧豊

任期満了となつた稻吉、田

境両委員の後任として伊沢兼

太郎（野場）、千賀七郎（海

谷）の両氏を任命するについ

て同意を求めるもの。（関連記事別面掲載）

○議案第四十九号 町有財産の

取得について

蒲高幸田分校実習地として

畠八畝十一歩を購入するもの

止並びに払下げについて

町道等整備により不要とな

た深溝地内の町道の一部を公

用を廃止し地元に払下げする

坂分）を売払処分するもの。

○議案第四十七号 昭和三十五

年度額田郡幸田町歳入歳出追

加更正予算

幸田中学校の給食施設の新

設、町道等の改修その他積極

的町政の運営を行うための經

營を町税、国庫支出金、前年

度繰越金等を財源として総額

七、四九五、七一六円を追加

更正計上した。尙これにより

一般会計予算額は、九六五八

四三一円となつた。

農地開発実施の段階へ

先ず逆川、芦谷地区で百町歩

磯部出席

尚本年十二月頃逆川三町歩、芦谷二町歩について機械開墾のモデル地区として機械開墾をする予定であります。

カ一次開発地域図



退任のごあいさつ

前教育委員 田境一郎
主 稲吉仁藏

私共両名は幸田町合併以来、別御庇護を辱うして、永年無事勤続させて頂いたことを衷心から感謝して止まないものであります。

其の間皆様の御同情と御指導により、本町教育の進展に聊かなりとも寄与させて頂いたことを自から慰めて居る次第であります。

第一に本町教員諸氏が極めて真面目に真剣に教育に取り組んで頂いたことであります。御承知の様に現在教員組合なぞは、自ら墓穴を掘る様な團体の力をかりて、暴挙を敢へてしている際に、本町教員諸氏は、この愚挙に雷同せず、昔ながらの教育の聖職に、自ら奉じわき目をふらずにいそしんで頂けることは、本町の誇とするところで、随つて教育の成果も着々と進展して止まないものがあります。

第二は校舎完備であります、各学校共に相当に荒れ果て、教育されたのであります。幸にして各学区和衷協同してよくこちらのたてた年次別拡充策に共鳴して頂き、お蔭で立派な体育館の設備の完成を見まして、今や給食室の完備にも向かいつゝあります。第三に不時の災害に緊急処置が適切だつたことであります。伊勢湾台風のあの災害は一時途方にくれたのであります。皆さんの御協力に依り、禍を軽じて福と為すの諺の通り、俗にいふ焼け太りといふわけで、各校と共に旧に倍する復旧を見ましたことは、御同慶に堪えないところであります。

去る九月三十日任期満了の為、退職された田境一郎、稻吉仁藏、兩氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。伊沢氏は当該地方行政の組織及運営法に関する法律第一六二号(昭和第三十一年六月二日公布)の規定によると、伊沢氏は當該公団体の長で、伊沢氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。

事務所	納期	得税
事業	第	第一期
税	二	分
提出	十一月三十日まで	

税のこよみ

新教育委員に 伊沢、千賀両氏

高潔で教育、学術及其他に關し識見を有するもののうちから会の同意を得て任命する」と謂ふべきである。

開発事業日誌(昭和三十五年)
1月 5日 名古屋農地事務局
2月 11日 農地事務局係員来
3月 17日 農地開発打合会
7月 4日 打合会吉良、幡豆
7月 15日 幸田三町
9月 3日 経済課長来町農地事務局
9月 5日 17日 基本計画樹立の為県係員二名来町
9月 7日 農地開発説明会於役場
9月 15日 地農林省中川技官現
9月 19日 調査農地開発現地合同
10月 18日 遊川と決定し文書を
10月 24日 基本計画討議會を開く
於県伊沢経済課長を芦谷、
芦谷と決定し文書を

農地開発事業については農林省の指定以来速な着工を幾度となく陳情致して来ましたが、基礎調査基本計画を終り、愈々来年度に事業に取掛れる情勢となり先づ初年度として、遊川地区約五三町、芦谷五〇町歩とし現在買収事務に取掛つし居りますので今後一層の御協力を仰願いします。

被選された伊沢、千賀両氏は當該公団体の長で、伊沢氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。

伊沢、千賀両氏は當該公団体の長で、伊沢氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。

伊沢、千賀両氏は當該公団体の長で、伊沢氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。

伊沢、千賀両氏は當該公団体の長で、伊沢氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。

伊沢、千賀両氏は當該公団体の長で、伊沢氏の後任として、伊沢兼太郎氏(野場)千賀七郎氏(海谷)が議会の同意を得て十月一日任命されました。

全国寄生虫予防旬間

11月21日～11月30日

みんなで予防しましょ!!

寄生虫とは昔から長虫や食虫の名で知られ体内に寄生する小さな虫で、蛔虫、十二指腸虫、蛲虫、鞭虫、条虫等を云います。日本人は糞便をそのまま肥料として用いることから寄生率が非常に高く約半数以上が卵を持つたり虫を持つているといわれています。

感染経路として糞便が畑に撒かれ卵が野菜に附着したり、埃と共に風で飛び散り手指から口腔に入つて行きます。殊にナッパ類には沢山ついています。卵が腸の中に入ると、かえり幼虫となり腸壁にもぐり込み血管やリノバ管にそつて肝臓や心臓を通り肺臓に入ります、そしてある程度成長したのち喉元から食道、胃を通つて再び小腸に還り寄生して親虫になる。つまり体内の一週旅行をする訳です。そして三ヶ月目に成虫となり栄養分や大切な血を吸います。又一日に三〇万个の卵を腸の中ではんでいます。

寄生虫の害としての症状は食欲不振、腹痛、眩暈、発熱等であるが、時として重い病気を引き起す原因ともなります。それは体内を一過するため臓器がおかされ直接間接に病因を

つくるからです。

そこでこの恐ろしい寄生虫を予防するには次のことを行うことです。

○年に一・二回驅虫して伝播力を弱める。これは集団で行わなければ効果がありません。

○生野菜の取扱に注意する。熟湯処理（C七十度以上で一秒間）か中性洗剤による洗滌を行う。

○生下肥わ使用しない。使う場合は夏季で一ヶ月以上、冬季で二ヶ月以上絶つたものを使うこと。改良便所か、堆肥処理が望ましい。

○身体衣服の清潔保持。

○入浴、手洗、爪切りの励行や寝具類の日光消毒も間接的に効果がある。

予防対策

を無料交付する。

以上のように恐ろしい寄生虫を予防するため期間中町に於て次のような対策をいたしました。

特に学校、保育園、工場等の集団生活者、食品業者、清潔蔬菜栽培地の方は必ず検便驅虫をして下さい。

虫をして下さい。

一、驅虫薬の斡旋頒布

安価簡易な駆虫薬を回覧にて区長、衛生班長を通じて廻してください。

二、検便の実施

期間中全住民の検便を左記の日割により行いますから提出して下さい。

三、駆虫薬の交付

検査料、学童無料、一般は十円

して下さい。

検便の結果有卵者には駆虫薬

（提出はまとめて午前中に）

学校保育園の分

月 日 学校名 提出場所

11月21日 坂崎小学校 坂崎小学校

11月22日 幸田小学校 大草保育園 幸田小学校

11月23日 稲谷小学校 豊坂小学校 稲谷小学校

11月24日 幸田中学校 幸田中学校 幸田中学校

11月25日 深溝保育園 深溝小学校 深溝小学校

11月26日 各学校深溝分校 深溝小学校 深溝小学校

11月27日 萩谷小学校 幸田町役場 幸田町役場

11月28日 深溝学区 深溝学区 深溝学区

11月29日 坂崎学区 幸田町役場 幸田町役場

11月30日 萩谷学区 保健センター 保健センター

自作農維持創設資金について

報告します。

自作農資金審査結果表

①借受適格者			
農協別	適格者 件数	不適格者 件数	金額
坂崎	18	7	302万113
大草	31	15	486万165
蓼池	24	18	376万260
荻谷	6	3	110万60
深溝	20	3	312万55
豊坂	20	18	358万345
計	118	64	1944万1098

再審査方請求分
10件 182万円

農業委員会
自作農資金審査結果表

尙不適格者に対しては九月日付にて今尙資金を必要とする方にについて十月五日迄に申出で願う様通知した處であり申出でられた方については書類を訂正の上再審査を要請致しましたが災害資金についてはこれを以つて打切りと致します。

尚今後自作地取得小作地取得や負債整理等の為、借受けを希望される方は農業委員会迄申出て下さい。

昨年の伊勢湾台風の為農作物や住家に多大な被害を受けその復旧の為に田畠をどうしても手離さなければならない方々から、昨年から本年初めにかけて一八二件三、〇四二万円の借受申請がありましたが、一応九月七日までの審議会に於ける審査を以つて災害関係の審査を全部終了致しましたので、今迄の結果を以

日または、翌日と巾をもつた昭
票日が定められているのです。
市町村の選挙管理委員会は、
開票の日時、場所をあらかじめ
告示することになっています。
投票管理者は、投票管理者から
送つてきた投票箱を、開票立会
人（開票立会人は三人以上十人
まで）の立会のもとに開き、各
投票区の投票をよく混同して投
票を点検し、終つたときはその
結果を選舉長に報告します。

開票とは、開票区毎に開票率を算出し、会人の立会のもとで開票管理者が管理して投票の効力を決めておきます。

九、開
票

開票は、投票と異なり、選舉人は、その状況を参観することができます。

こゝで一体、どうような投票
が無効となるかを掲げてみます

3 一投票中に二人以上の候補
票
2 候補者でない者または公職
の候補者となることができ
ない者の氏名を記載した投
票
1 成規の投票用紙以外のもの
に記載した投票

公職選挙法のあらまし

十一選舉會

(4)

日または、翌日と巾をもつた開票日が定められているのです。
市町村の選舉管理委員会は、開票の日時、場所をあらかじめ告示することになっています。
開票管理者は、投票管理者から送つてきた投票箱を、開票立会人（開票立会人は三人以上十人まで）の立会のもとに開き、各投票区の投票をよく混同して投票を点検し、終つたときはその結果を選舉長に報告します。

4 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載した投票
5 公職の候補者の氏名の外他の事を記載した投票。但し職業、身分、住所又は敬称の類を記入した投票はこの限りでない。

6 公職の候補者の氏名を自書しない投票

7 公職の候補者の個人を記載したかを確認できない。

選挙会は、選挙ごとに設置され、当該選挙の選挙権を有する者の中から、当該選挙を管理する選挙管理委員会が選挙長を選任します。

開票区が選挙会の区域と同じであるときは、ふつう開票事務は選挙会事務とあわせて行ないます。選挙長の事務は大略次のとおりです。

1 立候補の届出の受理

2 選挙立会人の届出受理及び

人以上で十人を超えたかつ同一の政党等に属する者の数が二人までのときはその者を選挙立会人とします。もし、届出の数が十人を超える場合は十人をくじで選び、その中に同じ政党等に属する者が三人以上含まれているときは、二人となるようくじによつて定めます。届出の数が三人に満たない場合とか、途中において三人の立会人を欠くような事態が生じたときは、選挙長は三人になります。直ちに選任することになります。

害物が混入する場合を見受けられ過去において死亡したり、生明した事件もしばしば発生しました。では家で飲むために造る「どぶろく」「葡萄酒」はどうかというとどうしても有害菌が繁殖しやすく、まともな酒は決して出来るものではありませんからどの点から見ても「とく」な事とは考えられません。税務署は法律に違反し他人に迷惑をかけるこれらの行為は今後引き続き取締を実施いたしますからお互に密造酒を一掃する御協力願います。

但し同一の氏名、氏または名の候補者がある場合においてその氏名、氏または名のみを記載した投票は有効であり、各候補者の他の得票数に按分して加えることになります。

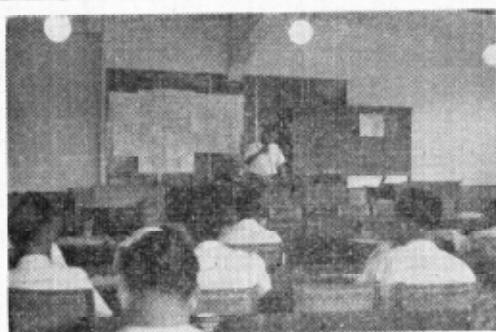
立会人決定のくじ
3 各候補者の得票数の計算当選人の決定
4 選挙会場の取締り
5 選挙簿の調整等
選舉長に事故があり、又は欠

密造酒の害は?

密造酒の害は?

人以上で十人を超えずかつ同一の政党等に属する者の数が二人までのときはその者を選挙立会人とします。もし、届出の数が十人を超える場合は十人をくじで選び、その中に同じ政党等に属する者が三人以上含まれているときは、二人となるようにくじによつて定めます。届出の数が三人に満たない場合とか、途中において三人の立会人を欠くような事態が生じたときは、選挙長は三人になります。

れ過去において死亡したり、生明した事件もしばしば発生しました。では家で飲むためのる造る「どぶろく」「葡萄酒」(笑)はどうかというとどうしても有害菌が繁殖しやすく、まともな酒は決して出来るものではありませんからどの点から見ても「とく」な事とは考えられません。税務署は法律に違反し他人に迷惑をかけるこれらの行為は今後引続き取締を実施いたしますからお互に密造酒を一掃するよう御協力願います。



(写真は椎茸講習会会場)

過日椎茸の栽培講習会を県の金子技師を招いて役場で開催しましたが、椎茸の需要は年々増加の一途をたどり今后も順調に伸びる予想で、副業としても最も有利であるとのことでした。が、その際のお話しの中から需要の見通しや価格並びに椎茸栽培の収支計画を御知らせし参考に供します。

益々需要がふえる

副業に有利な椎茸栽培

(椎茸栽培講習会から)

造林補助金について

幸田町森林組合

本年春植の造林補助金については、交付が大変おくれて居り、非常に御心配と御迷惑を御掛けして居りますが、これは今迄はその年度内に造林したものとして

取扱はれて来たのですが、本年より三月三十一日迄に植えたものについてその年度内として四月一日以降に実際に植林したものについては、翌年度の第一四半期分として取扱うことになりますので、今暫く御待ち下さい様御願い致します。

ものについては、翌年度の第一四半期分として取扱うことになりますので、今暫く御待ち下さい様御願い致します。

十月の町政メモ

二日	体育祭
四日	畜産品評会、消防団
七日	役員会
十一日	教育委員会
六日	農業委員会
八日	会、区長会、消防団役員会
十五日	東海道新幹線特別委員会
二十日	安全協会役員会
二十五日	交通安全懇談会
二十九日	選挙管理委員会

① 生椎茸消費量調(6大都市)

kg 林野庁

年 度	東 京	横 浜	名 古 墓	京 都	大 阪	神 戸	計	年增加率
昭 28	412.673	23.888	10.759	10.793	50.033	5.925	514.071	-%
29	443.036	29.670	8.336	10.472	47.048	4.058	542.620	105.5
30	383.076	26.276	10.005	16.365	50.809	6.180	485.189	89.4
31	490.000	26.276	18.075	16.950	50.876	6.495	608.672	125.1
32	566.494	40.688	23.606	21.604	75.071	7.459	734.972	120.7
33	682.992	32.161	39.031	32.687	82.490	15.036	884.397	120.3
28年対比	165.5	134.6	302.7	320.8	164.9	258.8	172.0	
34	853.622	38.623	70.579	42.178	140.427	21.029	1,166.458	132.0
29年対比	192.7	130.1	846.7	403.8	298.1	518.3	215.0	

即ち上の表でもわかる様に生椎茸の消費は年々2割以上の増加を見せ特に名古屋に於いては昨年は実に昭和29年に対して8倍半の増加を見せております。以上の結果から今後の生椎茸の消費量を予想しますと

② 生椎茸消費予想数量

	東 京	横 浜	名 古 墟	京 都	大 阪	神 戸	計
昭40年	1,600,000	50,000	400,000	170,000	420,000	100,000	2,740,000
35年対比率	2.3倍	14倍	10倍	5倍	5倍	6.6倍	2.3倍

③ 生椎茸価格調

	東 京	大 阪	各 古 墟	平 均
32年	2.7	2.4	2.3	2.6
33年	2.6	2.4	2.3	2.6
34年	2.6	2.4	2.3	2.5

百匁当たりにすると約94円

④ 椎茸栽培の収支計画

収支	項 目	数 量	単 価	金 額	%	備 考
收入	生椎茸販売	600箱	200円	120,000		原木4,000kgの15%見込む
支出	原種代	1,000本	20	20,000	35	運賃を含む
	木菌代	20瓶	300	6,000	10	
	フニールハウス借却費			1,000	2	
	水槽費			2,000	46,000円3年使用	
	糟漬費			600	16,000円10年タ	
	器具代	29人	500	14,500	25	
	器箱代	600箱	20	12,000	21	
	小計			57,100		
	A			62,900		純受益
	B			77,400		労賃をね含む
	C			97,400		労賃及び原木代を含む

極超短波行政無線設置さる

十月一日 開局

土曜日 八時三十分から
十二時まで

一般防災行政無線として愛知県が一括免許申請をし気象情報の早急なキャッチ、災害の未然防止を目的として次のような無線電話機を松下電器株式会社と

日曜日 休局

災害発生の憂の有る場合は常時運用致します。

契約をして九月二十日工事完了九月二十七日電波監理局の一斉テストに合格して十月一日開局運用許容時間は常時ですが

一、電波の型式、周波数及び空中線電力
F3、三六四、六五KC
二・五W
ヤンマーデーゼル



写真は無線局「こうだ」の内部

十一月の衛生知識



寒くなつてから生れる赤ちゃんは、大てい家の中ばかりにおりで、ことに畳の上に寝かしたりすると、周囲の人々の動きで、ごみがたかりやすいので昼間はなるべく寝台かテーブルの上など高いところにねかすようにしましょう。

お掃除の際は他の部屋へ移すとかしてなく寝台かテーブルの上など高いところにねかすようにしましょう。

昭和三十五年秋季百日せき、ジフテリア予防接種実施計画表

実施場所	区域	実施月日			備考
		第一回	第二回	第三回	
坂小学校	崎坂崎、長瀬、久保田	12月7日			
谷小学校	大草、高力、岩堀		11月28日		
萩小学校	横落、芦谷、三菱		11月29日		
上大栗小学校	栗、新田、海		11月30日		
上栗公民館	水野、須美田		11月30日		
深溝小学校	谷、逆川里、海		12月1日		
上栗公民館	水野、須美田		12月2日		
上栗公民館	水野、須美田		12月3日		
上栗公民館	水野、須美田		12月4日		
上栗公民館	水野、須美田		12月5日		
上栗公民館	水野、須美田		12月6日		
上栗公民館	水野、須美田		12月7日		
上栗公民館	水野、須美田		12月8日		
上栗公民館	水野、須美田		12月9日		
上栗公民館	水野、須美田		12月10日		
上栗公民館	水野、須美田		12月11日		
上栗公民館	水野、須美田		12月12日		
上栗公民館	水野、須美田		12月13日		
上栗公民館	水野、須美田		12月14日		
上栗公民館	水野、須美田		12月15日		
上栗公民館	水野、須美田		12月16日		
上栗公民館	水野、須美田		12月17日		
上栗公民館	水野、須美田		12月18日		
上栗公民館	水野、須美田		12月19日		
上栗公民館	水野、須美田		12月20日		
上栗公民館	水野、須美田		12月21日		
上栗公民館	水野、須美田		12月22日		
上栗公民館	水野、須美田		12月23日		
上栗公民館	水野、須美田		12月24日		
上栗公民館	水野、須美田		12月25日		
上栗公民館	水野、須美田		12月26日		
上栗公民館	水野、須美田		12月27日		
上栗公民館	水野、須美田		12月28日		
上栗公民館	水野、須美田		12月29日		
上栗公民館	水野、須美田		12月30日		
上栗公民館	水野、須美田		12月31日		

こんどこそきれいな選挙を！

こんど行なわれる衆議院総選挙が選挙法を守つて、明るく、正しく行なわれるようにと、公明選挙連盟等の民間団体を中心として「選挙法を守る運動」がひろく国民運動として強力に推進されています。

国民の意見が正しく反映されな有権者の皆さん、こんどの選挙こそは、正しく明るいものにまじめます。云うまでもないことですが、反対行為によつて一票でも得票がふえる限りは、選挙違反はなかなかならないのです。どうぞすすめられています。

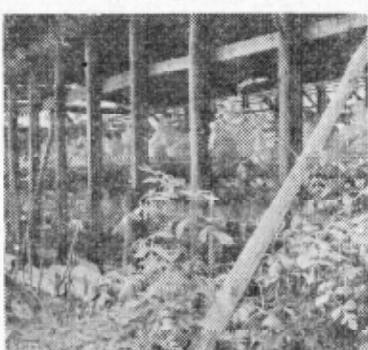
うしても、私たちの手で選挙違反を縮め出さなければなりません。私たちは、有権者の一人一人が手を使つて有権者の判断をまわし、票を集めなどという日本を、もつとすばらしい国にしましよう。このことは、もう

幸田町保健センター十一月行事表

日(曜)	時	事
一(火)	午前一時	間行
二(水)	午後一時	二、妊娠婦、一般婦人検診、家族計画相談
三(木)	午後二時	三、乳幼児、妊娠婦、結核、その他一般相談
四(金)	午後二時	四、乳食実施講習
五(土)	午後二時	五、乳幼児、妊娠婦、結核、その他一般相談
六(日)	午前九時	六、午前九時
七(月)	午前九時	七、午前九時
八(火)	午後一時	八、午後一時
九(水)	午後二時	九、午後二時
十(木)	午後二時	十、午後二時
十一(金)	午後二時	十一、午後二時
十二(土)	午後二時	十二、午後二時
十三(日)	午後二時	十三、午後二時
十四(月)	午後二時	十四、午後二時
十五(火)	午後二時	十五、午後二時
十六(水)	午前九時	十六、午前九時
十七(木)	午前九時	十七、午前九時
十八(金)	午後二時	十八、午後二時
十九(土)	午後二時	十九、午後二時
二十(日)	午後二時	二十、午後二時
二十一(月)	午後二時	二十一、午後二時
二十二(火)	午後二時	二十二、午後二時
二十三(水)	午後二時	二十三、午後二時
二十四(木)	午後二時	二十四、午後二時
二十五(金)	午後二時	二十五、午後二時
二十六(土)	午後二時	二十六、午後二時
二十七(日)	午後二時	二十七、午後二時
二十八(月)	午後二時	二十八、午後二時
二十九(火)	午後二時	二十九、午後二時
三十(水)	午後二時	三十、午後二時
三十一(木)	午後二時	三十一、午後二時
三十二(金)	午後二時	三十二、午後二時
三十三(土)	午後二時	三十三、午後二時
三十四(日)	午後二時	三十四、午後二時
三十五(月)	午後二時	三十五、午後二時
三十六(火)	午後二時	三十六、午後二時
三十七(水)	午後二時	三十七、午後二時
三十八(木)	午後二時	三十八、午後二時
三十九(金)	午後二時	三十九、午後二時
四十(土)	午後二時	四十、午後二時
四十一(日)	午後二時	四十一、午後二時
四十二(月)	午後二時	四十二、午後二時
四十三(火)	午後二時	四十三、午後二時
四十四(水)	午後二時	四十四、午後二時
四十五(木)	午後二時	四十五、午後二時
四十六(金)	午後二時	四十六、午後二時
四十七(土)	午後二時	四十七、午後二時
四十八(日)	午後二時	四十八、午後二時
四十九(月)	午後二時	四十九、午後二時
五十(火)	午後二時	五十、午後二時
五十一(水)	午後二時	五十一、午後二時
五十二(木)	午後二時	五十二、午後二時
五十三(金)	午後二時	五十三、午後二時
五十四(土)	午後二時	五十四、午後二時
五十五(日)	午後二時	五十五、午後二時
五十六(月)	午後二時	五十六、午後二時
五十七(火)	午後二時	五十七、午後二時
五十八(水)	午後二時	五十八、午後二時
五十九(木)	午後二時	五十九、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時
六十(土)	午後二時	六十、午後二時
六十(日)	午後二時	六十、午後二時
六十(月)	午後二時	六十、午後二時
六十(火)	午後二時	六十、午後二時
六十(水)	午後二時	六十、午後二時
六十(木)	午後二時	六十、午後二時
六十(金)	午後二時	六十、午後二時

◆発展する幸田農業モデル地区の視察をして!

大草のケージ養鶏（鴨下直二さん）



農業の企業化と生産性の向上が呼ばれている昨年、私は技術員達と一緒に町内の先進地を訪れた。見事な苺の苺圃で、本年の苺栽培は約二〇町であつたが、三十六年度にはこれを三十五町歩に増反すべく着々と計画が実行に移されているが、先づ苺の苺苗圃は永年の技術と努力の結果見事な苗圃で、これらが来年も特産幸田苺の名を愈々高めて與れるでありますよう。

見事な萩の苺苗圃



羽の鶏の殆んどが
産卵し見る事に
並んでいます。今で
は鶏は卵を生む機
械となりつゝあり
ます。此の養鶏は大草、坂崎、
場等に於いて特に發展をして
います。

轨道に乗りかけ
た大草の肉豚多

頭飼育

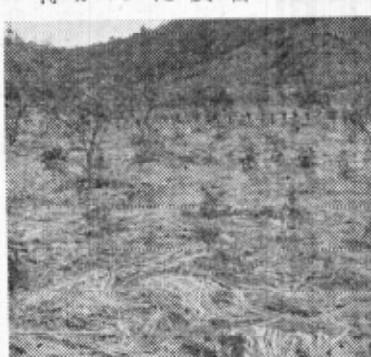
草の小川為次
んを訪れる
豚が八十數頭
種豚三頭が
ごろ／＼し
て居り全く
企業的農業の波をひし／＼
と感じました。この多頭飼
育もこれから小川さんを中
心に大發展をする事でしよ
う。

◇年々発展する須賀の密柑
今後の農業の方向は果樹と

畠産と云はれて
いますがその先
進地須美の密柑
は今も尙年々發
展して居ります
町歩の機械開墾
されて居り、年
を追つて發展す
るでありますよ
う。



小川さんの豚舎
坂崎大草野場、の養
見事な須美の密柑山(開港後八年)によつて萩



(須美加藤安平さんの未成圖)
〔昭和第一年〕



(小川為次さんの多頭飼育豚)

(經濟學 磔部記)

(9) 昭和35年11月1日(火曜日)

受取書に収入印紙の

ちよう付を忘れないよう

印紙税についてはすでに御承知だと思いますがそのあらましを申しますと、不動産等の所有権移転、消費貸借、請負、運送に関する証書、物品切手、委任状各種手形、他の書類、又は營業に関する受取書、売買契約書通帳類、判取帳、等を作成してこれを行使するとき、その作成者が印紙税相当額の収入印紙をちよう付し割印することになります。然しこれらのものでも官庁、公共団体等の作成するものは課税されないことになります。

ところが三十四年度中に税務署で検査した結果印紙のちよう付してなかつたものの主なものを見ますと請負に関する証書を一八〇〇枚検査したうち一五枚農協の預金証書三二一通のうち一二三通雇傭契約書、一、二七八枚のうち三一二枚受取書、七八〇枚のうち六枚、家賃通帳一一通のうち三通となつております。案外印紙のちよう付を忘れておられる方が多いので充分御注意を

月見の会

作品かすかす

俳句の部

「各月」

名月に佇つ複身よ已が影

待月

波静

短歌

波静

露華

幸白

至暁

美雪

名月や淡き雲あればあるもよし

あびながら、意義ある一日の暮

去る十月五日(水)中秋の名月午後二時より幸田町中央公民館をはじめ、幸田中学校、幸田町役場等の会場に於いて、それぞ町民有志の方々が、短歌、俳句、狂俳、園芸等に別れ、涼風の夜、ちらほらと雲間より流れが印紙税の課否について少しでも疑問を持たれたならば直ちに税務署まで聞合せて間違いのないようにしていただきたいと思

名月をたらいにうつし眺める子

波静

波静

露華

幸白

至暁

美雪

露華

幸白

至暁

美雪

至暁

不動産取得税について

最近住宅や店舗の新築改増築が目立つてふえてきましたが之等家屋に対する不動産取得税について、この税は他の法人税、所得税、事業税のように毎年あるいは半年ごとに計算して申告納税する税金と違つて、めつたに納税義務が生じないので一般には平素関心が薄いように思はれますので最近の照合の傾向から主として住宅を取得した場合に課税される不動産取得税について特例及び免税点について述べてみます。

税について

対し一般に土地および家屋などの不動産を取得した場合には、この取得価格（評価格という）を課税標準として三バーセント（標準税率）の税率で不動産取扱税が課税される、しかし前述のように、住宅を新築取得した場合にはその価格から百万円の特別控除の特典が認められる、したがつてたとえば評価額百五十万円の専用住宅を取得した場合には次の算式によつて不動産取扱税が課税されることになる（税額）（税理説明）

150万円 - 100万円 = 50万円 × $\frac{3}{100}$ = 15万円

しかしここで注意すべきことは百万円の特別控除は「住宅部分」についてのみ認められるということである、すなわち不動産取得税において「住宅」とは一人の居住の用に供する家屋または家屋のうち人の居住の用に供する部分」とされているのである。とえば前例の場合にもそれが認められるが、店舗付の併用住宅

成績順位	地区名	対象者数	時間厳守者数	率	会合風夜別	会場	プロツク会	
							まもられた	参加者
1	坂 塚	47	39	82.9	夜	坂崎小学校	参 加 者	7
2	大 草	37	27	72.0	風	高力公民館	実 行 委 員	6
3	菱 池	67	34	50.7	風	東部一乗寺	推 進 委 員	5
4	荻 谷	53	24	45.2	夜	荻谷小学校	注 冊 者	4
5	野 場	58	21	36.2	風	野場公民館	は 次 れ	3
6	深 溝	56	19	33.9	風	深溝小学校	加 対 象	2
7	上六栗	48	12	25.0	風	栗 館		1

成績位順	地区名	対象者数	時間厳守者数	率	会合風夜別	会 場
1	坂 塚	47	39	82.9	夜	坂崎小学校
2	大 草	37	27	72.9	風	高力公民館
3	菱 池	67	34	50.7	風	東部一乗寺
4	萩 谷	53	24	45.2	夜	萩谷小学校
5	野 場	58	21	36.2	風	野場公民館
6	深 溝	56	19	33.9	風	深溝小学校
7	上六栗	48	12	25.0	風	上六栗 六民 栗館

価 格 表 (平均)

樹種	胸高直径 (cm)						上
	径 長	1.0 ~15	2.0 ~35	4.0 ~5.5	6.0~ 9.5	10.上	
まつ	13.2 ⁴	—	1.838	2.368	2.381	2.500	
	10.0	—	1.481	1.936	2.164	—	
	6.6	—	—	1.513	1.768	—	
すぎ	13.2	1本140	4.365	3.188	3.300	3.418	
	10.0	72	3.880	—	—	—	
	6.6	—	—	—	2.358	—	
ひのき	13.2	1本145	4.432	3.678	3.713	—	
	10.0	74	3.433	4.224	—	—	
	6.6	31	1.757	2.273	2.358	—	

陽森連足助支所 9月21日

プロツク会議の開会時間は
まもられたか

地を進歩する実業者と行商の委員会が、この間は敵対して、注目率は次回の通りに何

区合しを人
がのな示の
ある時けす人
る間れもか
こがばの正
と屋なで時
でのらす間
す地な^ニ
。区いし集
とのか合
夜はしづ
の、注た
地合音が

の場合であれ、百万円の特別控除も「人の居住の用に供する部分」についてだけ適用されるわけである、したがつてたとえば評価額百八十万円の併用住宅（店舗部分六十万円、住宅部分百二十万円）を取得した場合には前記算式より二万四千円の不動産取得税が課税されることとなる。以上新築住宅を取得した場合であるが、中古住宅を取得した場合には新築住宅の場合となり百万円の特別控除の適用は

全く認められない、すなわちこの場合には、この取得価格（通常固定資産課税台帳に登録されている価格）全額を課税標準として不動産取得税が課税されることがある。したがつて評価額百万円の住宅を新築取得した場合には百万円の特別控除の適用があるため不動産取得税も課税されないのに反し、中古住宅の場合にはその全額を課税標準として不動産取得税が課されることになる。



スポーツ

第五

二回幸田町
大会